平成29年7月27日 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会決定

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第34条第3項に基づき、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会(以下「評価委員会」という。)が、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院(以下「法人」という。)の財務諸表の承認に係る意見を述べるに当たっては、この方針に基づき財務諸表及び添付書類の確認を行うものとする。

1. 基本的事項

財務諸表は、監事及び会計監査人の監査対象となっていることから、評価委員会における確認については、合規性及び表示内容の適正性の観点から以下の主要な内容について行うものとする。

2. 財務諸表の確認事項

2. 以務商衣の催認事項		
	財務諸表 確認事項	
提出書類	・提出期限の遵守(法第 34 条)	
	財務諸表及び添付書類の当該事業年度の終了後3か月以内の提出	
	・すべての必要な書類の提出(法第34条及び地方独立行政法人総合病院国保	
	旭中央病院の業務運営等に関する規則第 10 条)	
	財務諸表:貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する	
	書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計	
	算書及びこれらの附属明細書	
	添付書類:事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の監査報告書	
財務諸表の整	・事業年度の整合性	
合	毎年4月1日から翌年3月31日 (法第32条)	
	・「地方独立行政法人会	重要な会計方針、表示科目、注記等の遺漏の確認
	計基準」の整合 (法第	合計等の基本的な計数の整合
	33条)	主要表と附属明細書、その他書類間の整合
監事・会計監	・監査報告書(監事・会計監査人)の考慮すべき意見の確認(法第34条2)	
査人の意見	・監事の理事長又は設立団体の長への意見提出(法第13条)	
業務実績の確	・事業報告書の確認	
認その他	・利益及び損失の処理等の遺漏の有無(法第40条)	
	・短期借入金の限度額超過の有無(法第 41 条)	
	・余裕金の不適切な運用の有無(法第43条)	
	・重要な財産の不適切な処分等の有無 (法第44条)	